

「美祢市立図書館複合化基本計画（案）」に対する
パブリック・コメント（意見募集）の実施について

1 施策の案の名称

美祢市立図書館複合化基本計画（案）

2 パブリック・コメントを実施する目的

美祢市立図書館複合化基本計画の策定にあたり、広く市民の皆さんの意見を活かすため、本基本計画（案）に対する意見を募集します。

3 意見の募集期間

令和6年8月23日（金）から令和6年9月27日（金）

4 閲覧場所、閲覧方法

- (1) 美祢市ホームページ
- (2) 美祢市立図書館ホームページ
- (3) 市内各図書館窓口
- (4) 市内各公民館窓口

閲覧時間

(3)・(4)は、以下の閲覧時間です。

美祢図書館は午前9時から午後6時まで

美東・秋芳図書館は午前9時から午後5時まで

公民館は午前8時30分から午後5時15分まで

5 担当部署及び提出方法

(1) 担当部署 美祢市立美祢図書館

(2) 提出方法 以下のいずれかの方法で提出してください。

① 書面持参 ② 郵便 ③ F A X ④ 電子メール でお願ひします。

意見の提出に当たっての様式は任意ですが、郵便番号、住所、氏名、連絡先を明記してください。

なお、閲覧場所には意見書様式を用意していますので、ご利用ください。意見書には、本基本計画（案）のどの部分に対する意見・提案なのかの明示をお願いします。

(3) 提出先 美祢市立美祢図書館

〒759-2212 美祢市大嶺町東分 281-1

電話・F A X 0837-52-0213

Email tosho-k@city.mine.lg.jp

※電話又は来館による口頭での意見の申出は受けませんのでご了承ください。

6 意見を提出できる人

- (1) 市の区域内に住所を有する人
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する人
- (5) 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体
- (6) パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

7 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた意見は、基本計画策定にあたって十分検討させていただきます。
- (2) 意見の内容（個人情報を除く）は、それに対する本市の考え方と併せて公表します。
- (3) 公表にあたっては、提出された意見を類型化、要約させていただく場合もありますので、ご了承ください。
なお、分かりにくいものや匿名の意見、あるいは本件に関係ないと思われる意見には、本市の考え方を示さない場合もあります。
また、意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。
- (4) 記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。

(意見書様式)

市民意見公募（パブリック・コメント）について

案件名	美祢市立図書館複合化基本計画（案）について		
お名前 （団体名）	フリガナ	連絡先	電話番号
ご住所	〒		
意見提出者の区分 ※該当番号に○を 付けてください。	1 市の区域内に住所を有する者 2 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 市の区域内に存する学校に在学する者 5 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 6 パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体		

該当ページ	ご意見の内容

提出期限 令和6年9月27日（金）まで（必着）

提出方法 ①書面持参 ②郵便 ③FAX ④電子メール でお願ひします。

提出先 美祢市立美祢図書館
〒759-2212 美祢市大嶺町東分 281-1
電話・FAX 0837-52-0213
Email tosho-k@city.mine.lg.jp